

○ 障害児入所施設における知的障害児自活訓練事業加算費について（平成 19 年 12 月 18 日障発第 1218004 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

新	旧
<p style="text-align: right;">障 発 第 0223003 号 平成 19 年 2 月 23 日 最終改正 障 発 0 8 2 0 第 6 号 平成 2 4 年 8 月 2 0 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について</p> <p>標記については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」（平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知）をもって通知され、本年 10 月 1 日より実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。</p> <p>なお、この通知は平成 18 年 10 月 1 日から適用し、「障害児施設における施設機能強化推進費について」（平成 9 年 10 月 17 日付障</p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 0223003 号 平成 19 年 2 月 23 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害児施設における知的障害児自活訓練事業加算費について</p> <p>標記については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」（平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知）をもって通知され、本年 10 月 1 日より実施することとされたが、この経費の適切な運用を図るため、今般別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内障害児施設に対し周知徹底の上、格段のご指導を願いたい。</p> <p>なお、この通知は平成 18 年 10 月 1 日から適用し、「障害児施設における施設機能強化推進費について」（平成 9 年 10 月 17 日付障</p>

障第 156 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知) 及び「知的障害児自活訓練事業(施設機能強化推進費)の実施について」(平成 15 年 10 月 16 日障障発 1016001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) は平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

なお、平成 18 年 9 月 30 日以前に行われた施設機能強化推進費の支弁及び知的障害児自活訓練事業に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(別紙)

知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

第 1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業(以下「本事業」という。)は、主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設及び主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設(以下「福祉型障害児入所施設等」という。)の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるので、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

2. 対象となる措置児童等について

- (1) 福祉型障害児入所施設等の措置児童等であって、6 月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが

障第 156 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知) 及び「知的障害児自活訓練事業(施設機能強化推進費)の実施について」(平成 15 年 10 月 16 日障障発 1016001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) は平成 18 年 9 月 30 日をもって廃止する。

なお、平成 18 年 9 月 30 日以前に行われた施設機能強化推進費の支弁及び知的障害児自活訓練事業に係る取扱いについては、なお従前の例による。

(別紙)

知的障害児自活訓練事業加算費実施要綱

第 1 事業の趣旨及び実施上の留意事項

1. 趣旨について

知的障害児自活訓練事業(以下、「本事業」という。)は、知的障害児施設(自閉症児施設を含む。以下同じ。)の措置児童等に対し、地域で自立した生活を送るために必要な知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、地域生活への円滑な移行を図るものであるので、この趣旨が生かされるよう格段の配慮を願いたいこと。

2. 対象となる措置児童等について

- (1) 知的障害児施設の措置児童等であって、6 か月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能で

可能であると認められるものであること。

(2) 自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。

3. 居住場所及び設備について

(1) 居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の家生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあっては、本事業実施施設に隣接した借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

(2) 居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には2人居室とすることも差し支えないこと。

4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等1人につき6月間を限度とするが、さらに継続して訓練を行う必要があると認められる場合にあっては6月を限度として延長ができること。

5. 事業の実施について

(1) 本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ6月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

(2) 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、対象となる措置児童等の自活に向けて解決す

ると認められるものであること。

(2) 自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。

3. 居住場所及び設備について

(1) 居住の場所については、本事業実施施設と同一敷地内にあり、かつ、独立した建物であって、通常の家生活に必要な設備を有すること。

なお、同一敷地内に居住の場所を確保できない場合にあっては、本事業実施施設に隣接した借家等も利用できるものであるが、緊急時において迅速に対応できる範囲内とすること。

(2) 居住の場所については、原則として個室とするが、協調性の育成など訓練上の必要がある場合には2人部屋とすることも差し支えないこと。

4. 訓練期間について

訓練期間は措置児童等1人につき6か月間を限度とするが、さらに継続して訓練を行う必要があると認められる場合にあっては6か月を限度として延長ができること。

5. 事業の実施について

(1) 本事業の全般についての実務上の責任者を配置し、あらかじめ6か月間の自活訓練計画（個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

(2) 自活訓練計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、対象となる措置児童等の自活に向けて解決す

べき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。

- (3) 自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、対象となる措置児童等及びその保護者に対し、当該自活訓練計画の見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- (4) 個人ごとの訓練記録を作成すること。
- (5) 対象となる措置児童等の退所後の住居の確保に努めること。
- (6) 対象となる措置児童等の家族、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、退所後円滑に就労できるように努めること。

6. その他の留意事項について

- (1) 本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。
- (2) 過去2年間に本事業を実施した施設にあっては、当該期間中に自活訓練をうけた措置児童等のうち、1人以上が退所していること。

第2 対象施設及び加算の方法

1. 対象施設

本事業の対象となる施設は、福祉型障害児入所施設等とする。

2. 事業の内容

6月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた措置児童等に対し、第1に定めるところによ

べき課題を把握し、必要に応じて自活訓練計画の見直しを行うこと。

- (3) 自活訓練計画の作成又は見直しに当たっては、対象となる措置児童等及びその保護者に対し、当該自活訓練計画の見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。
- (4) 個人ごとの訓練記録を作成すること。
- (5) 対象となる措置児童等の退所後の住居の確保に努めること。
- (6) 対象となる措置児童等の家族、事業主、特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により、退所後円滑に就労できるように努めること。

6. その他の留意事項について

- (1) 本事業の実施に当たっては、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう職員（非常勤職員等）を採用する等の所要の措置を講ずること。
- (2) 過去2年間に本事業を実施した施設にあっては、当該期間中に自活訓練をうけた措置児童等のうち、1人以上が退所していること。

第2 対象施設及び加算の方法

1. 対象施設

本事業の対象となる施設は、知的障害児施設（自閉症児施設を含む。以下同じ。）とする。

2. 事業の内容

知的障害児施設の施設長の意見に基づき、6か月間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）

り自活に必要な訓練を行う。

3. 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

4. 加算分保護単価

設定の要件	1人当たり月額
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練を行うための独立した建物を確保している場合	91,080円
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等で自活訓練を行う場合	121,320円

第3 報告等

1. 本事業の経理は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により行う（ただし、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来の会計処理によることができるものとする。）が、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分

が認めた措置児童等に対し、第1に定めるところにより自活に必要な訓練を行う。

3. 加算の方法等

事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

4. 加算分保護単価

設定の要件	1人当たり月額
(1) 一般の居住棟と同一敷地内に自活訓練を行うための独立した建物を確保している場合	91,080円
(2) 自活訓練を行うための居室を、一般の居住棟と同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等で自活訓練を行う場合	121,320円

第3 報告等

1. 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行う（ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。）ものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿などを設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

し、その実態を明らかにしておくこと。

2. 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1及び別紙様式2を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。

3. 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別紙様式1 (略)

別紙様式2 (略)

2. 本事業を実施した施設は、毎年4月末日までに別紙様式1及び別紙様式2を参考とした事業実績報告書及び知的障害児自活訓練事業実施報告書を都道府県知事に提出すること。

3. 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

別紙様式1 (略)

別紙様式2 (略)